

## 第八章 高校生担当

第四十二条 高校生担当副頭取は、祭典規約の注意事項と祭典本部よりの指示を受け、補導係（保護者代表と連絡し、協力し合い高校生の事故防止にあたる。

第四十三条 高校生担当の組織は次の通りとする。

|              |     |
|--------------|-----|
| 高校生担当副頭取会長   | 一名  |
| 高校生担当副頭取会長補佐 | 一名  |
| 高校生担当副頭取     | 十二名 |

第四十四条 高校生担当副頭取及び補導係の任務

- 一 項 補導係は決められた日時を厳守し、高校生参加規則を熟読し補導にあたる。
- 二 項 補導係の服装は、法被を着用し、腕章を左腕に着用する。
- 三 項 補導係は、屋台の動きに注意し、危険防止にあたるとともに、高校生の保護にあたる。
- 四 項 規則以外の服装をしているものは補導し、正装させる。
- 五 項 危険な行動や注意を聞かない場合は、町内名並びに氏名を祭典本部に連絡する。
- 六 項 高校生担当副頭取は、花火の合図とともに帰宅させ、帰宅カードを確認し、異常の有無を祭典本部に報告する。

第四十五条 高校生参加規則

- 一 項 服装について
  - イ 祭典には正装で参加すること。
  - ロ 正装とは、各社規定の法被・肌襦袢・腹掛け・股引又は黒色のズボンを着用し、履物は、運動靴・草履・地下足袋の何れかとする。
  - ロ 高校生を表す規定のマークを腹掛けの胸部と法被の左腕上部に縫い合わせる。マークは、各社頭取より直接受け取るものとする。（番号は通し番号とする）
- 二 項 屋台の曳き回しについて
  - イ 自社の屋台と行動を共にすることを原則とし、役員の手指示に従うこと。
  - ロ 他社を応援しても良いが、役員の手指示には絶対従うこと。
- 三 項 事故の防止について
  - イ 屋台の「こうらん」「らんかん」には絶対に乗らない。
  - ロ 手木の横にいたり、車輪の近くには絶対寄らない。
  - ハ 女子は、夜間は手木に入ってはいけない。
  - ニ 夜間や危険が多いので、女子の一人歩きは絶対にしない。
  - ホ 交通事故に気を付ける。
- 四 項 禁止と注意について
  - イ 酒を飲んだり、タバコを吸ってはならない。
  - ロ エゴ、化粧をしてはならない。
  - ハ 変わった服装をしてはならない。
  - ニ お囃子以外の者は、屋台には乗らない。
  - ホ 飾り物をこわしたり、悪ふざけをしない。

- 五項 参加者及び参加の手続きについて
- イ 参加者は、該当する町内に、本人または保護者が居住する高校生で、参加を希望し、保護者の同意と頭取・社長の承認を得た上で学校に参加願を提出し、許可を得た者。
- ロ 参加希望者は、保護者と連署の「参加承認申請書」を頭取・社長に提出し、承認を得る。
- ハ 参加希望者は、保護者と連署・及び頭取・社長の承認印のある「参加許可願い」を学校長に提出し、許可を得る。
- ニ 各社の頭取は、承認。許可された高校生を学校別の「祭典参加名簿」にまとめ、頭取会長に提出する。
- ホ 頭取会長は、提出された「祭典参加名簿」を該当する学校に提出する。
- 六項 その他
- イ 祭典に参加するものは、高校生担当役員から確認カードをもらって参加する。
- ロ 事故や変わった事が起きたら役員に連絡する。
- ハ 屋台から離れたところで事故などが起きた場合は、速やかに自町内の役員まで連絡する。
- ニ 法令や祭典の決まりを守り、高校生としての自覚を持ち、明るい祭りの執行に寄与する。
- ホ 幼児や小中学生を正しく指導する。
- ヘ ホイッスルは吹かないこと。
- ト 各社で決められた役割を行う。
- 第四十六条 高校生祭典参加規約の廃止
- 高校生の参加に問題があり、解決が困難と判断された時には、本章を廃止し、高校生の祭典参加を中止する。